



技能実習制度運用要領の 改正ポイント

外国人技能実習機構

令和7年12月8日付け改正

～はじめに～

技能実習制度運用要領が令和7年12月8日に改正されたので、主な改正のポイントをまとめました。

【通し番号】は「「技能実習制度運用要領」の一部改正について」に記載されている通し番号であり、当機構のホームページに掲載しております（<https://www.otit.go.jp/system/outline/>）。改正内容の詳細は技能実習制度運用要領をご確認ください。

1. 技能実習計画関係（第4章関係）

- 送出国の推薦状の提出が不要な国としてバングラデシュ、東ティモールを追記しました。
【通し番号1】
- 入国後講習を開始する際、技能実習生に対し、アプリ版技能実習生手帳のインストール方法の案内を行う旨を追記しました。
【通し番号2】
- 入国後講習の講義内容について、社会保険、労働保険及び所得税・住民税に関する事項等を追記しました。
【通し番号3】
- 技能実習を行わせる事業所の設備に関する基準について、技能実習計画認定申請の前に、実習内容に応じた労働安全衛生関係法令等の内容を確認し、確実に法定の措置を講じる必要がある旨を明記しました。

その上で、石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事させる可能性がある場合には、入国前に、石綿の有害性及び健康障害防止のために講じる措置等及び労災保険給付について母国語で丁寧に説明し、確実に理解を得たうえで、指定の様式を提出する必要がある旨を明記しました。

また、実習期間中に当該業務に従事させることになった場合は上記の提出に加え、技能実習計画の変更認定も併せて受ける必要がある旨明記しました。
【通し番号4】

- 表「技能実習計画の変更認定と届出の区分」（152P）の「12 実習実施予定表」の項目について、記載を正確にしました。 【通し番号5】
- 技能実習実施困難時の届出について、「技能実習を行わせることが困難となった場合」の事例に入国後講習を開始できない場合などを追記しました。
また、困難となった事由が解消され、実習を再開する際の手続について明記しました。 【通し番号6-1～6-2】

2. 様式の変更

- 以下の参考様式を改訂しました。
 - ・「雇用契約書及び雇用条件書」（参考様式第1-14号）
 - ・「技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書」（同第1-19号）
 - ・「申請者の概要書」（同第2-1号） 【通し番号8～10】
- 以下の様式を新設しました。
 - ・「石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事する場合の留意点や補償制度等について」（参考様式第1-47号） 【通し番号11】

3. その他

- 引用元の明記、形式面の修正を行いました。 【通し番号7-1～7-20】